

第3次綾町地域福祉計画及び第2次綾町地域福祉活動計画

令和6年度(2024)～令和11年度(2029)

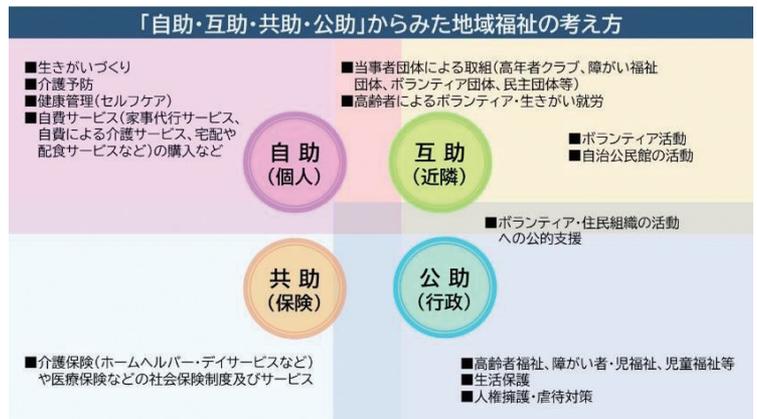


綾町 福祉保健課
綾町社会福祉協議会

1. 地域福祉計画と目的

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行って行くものです。また、地域生活課題の解決に向けて、自助、共助、公助の考えに基づいて、町民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携した取り組みが必要とされています。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化や宮崎県地域福祉支援計画の見直し状況等を踏まえ、令和8年度(2026年度)において計画の中間見直しを行います。

令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)
見直し及び新規策定	<p>第3次綾町地域福祉計画・第2次綾町地域福祉活動計画</p>						次期計画
			中間見直し			見直し	

3. 基本理念

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で、お互いに尊重し、思いやる気持ちを持って暮らしていくためには、地域住民や関係団体、行政がともに助け合い・支え合うことで自治公民館を軸とした地域の絆を育み、誰もがいきいきと安心して暮らすことができるまちをめざします。

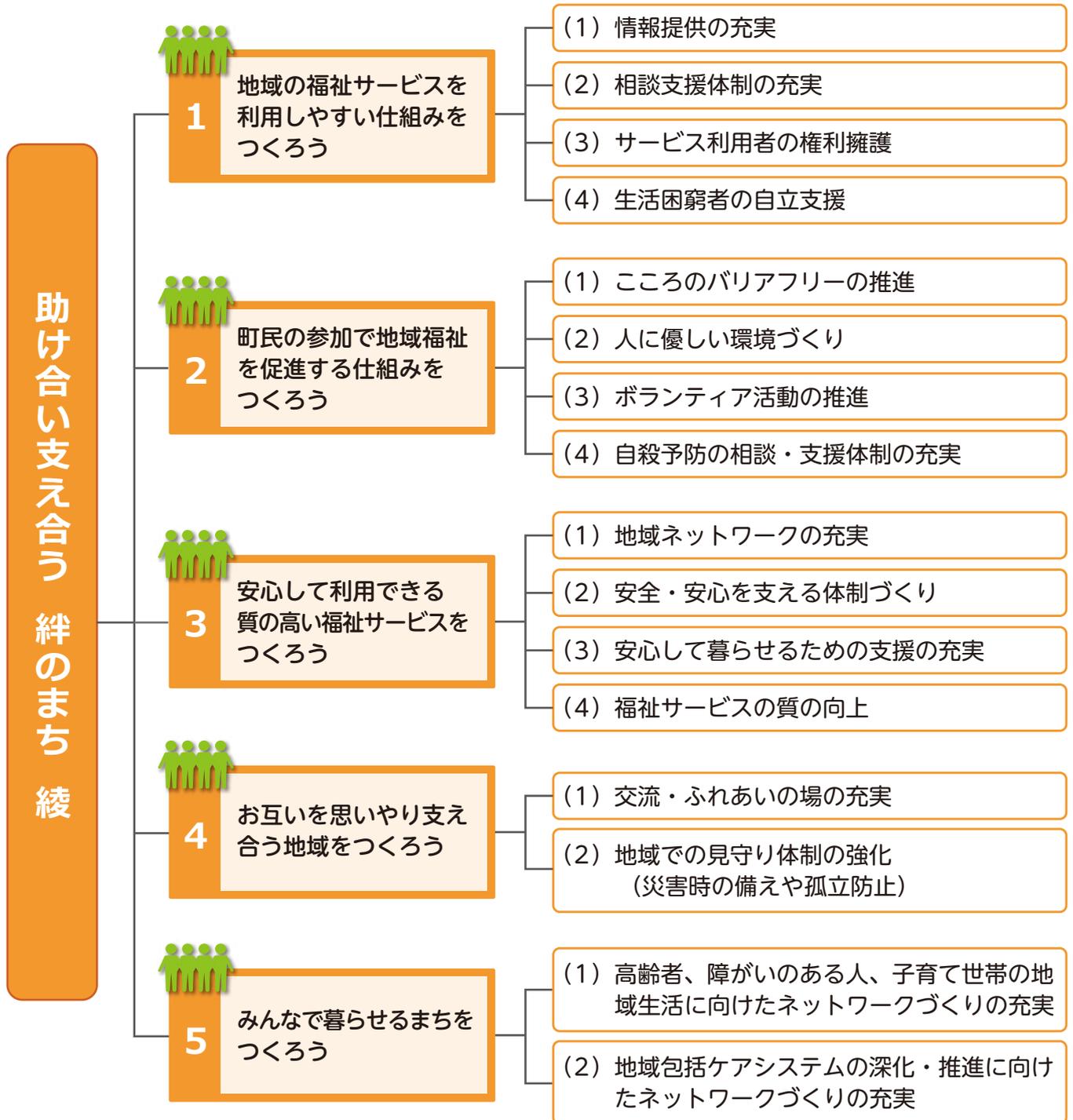
助け合い支え合う 絆のまち 綾

4. 施策の体系

基本・理念

基本目標

重点施策



5. 施策の具体的な展開

基本目標 1 地域の福祉サービスを利用しやすい仕組みをつくろう

重点施策(1) 情報提供の充実

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 広報紙や回覧板に家族みんなで目を通し、情報共有しましょう。
- 地域の情報に関心を持ちましょう。
- 自治公民館に加入し、地域の活動に参加しましょう。

町が取り組むこと

- 福祉サービスに関する制度や施設、事業者について広報紙やホームページで情報提供をします。
- 利用できるサービスの内容の説明を行う機会を設けます。
- 相談窓口対応を充実させ、周知します。
- 利用しやすいホームページ、見やすいパンフレットを作成します。
- 高齢者や障がいのある人、またその家族へ適切な情報提供をします。
- SNSやインターネット等の利用・操作方法の情報提供をします。

町社協が取り組むこと

- 自治公民館長、民生委員児童委員等による情報交換会や研修を通して、地域の福祉情報を共有します。
- 広報紙や回覧板、ホームページ、SNSなどの多様な手段を活用して、制度の周知・情報提供を行います。

重点施策(2) 相談支援体制の充実

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 身近な人と日頃から相談し合える関係性をつくりましょう。
- 困っているときは一人で悩まず、地域や関係機関に相談しましょう。



町が取り組むこと

- 地域の相談支援を担う人材への研修を行います。
- 民生委員・児童委員等による相談事業を周知し、支援します。
- 子育て支援センターにおいて多様な年齢の人との交流を図ることで、保護者の子育て不安を解消します。
- 高齢者の相談支援を充実させるため、地域包括支援センターの機能向上を図ります。
- 障がいのある人への相談支援の充実を図ります。
- どこでどんな相談ができるのかをわかりやすく情報提供します。
- 保健師等の専門職による定期的な訪問活動を充実し、サポート体制を強化します。

町社協が取り組むこと

- 日頃から町民と信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけ、訪問による相談の充実を図ります。
- 地域包括支援センターと連携して、広報紙やホームページで普及啓発に取り組みます。
- 町や民生委員児童委員等関係団体と連携し、相談業務の充実を図ります。

重点施策(3) サービス利用者の権利擁護

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 虐待と思われるようなことに気づいたら、行政や民生委員児童委員等に相談しましょう。
- 高齢者や障がいのある人の権利擁護について、研修会等に積極的に参加し、成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解を深めましょう。
- 虐待を発見した場合には、速やかに適切な専門機関に通報しましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度や日常生活自立支援事業について、多様な広報媒体を活用し周知啓発に努め、利用促進します。 ●個人情報の取り扱いを啓発します。 ●虐待に関する相談窓口の周知を図ります。 ●施設・事業者、保健・医療関係機関、教育関係機関、警察、法律関係者、民間団体等と連携し、虐待防止体制の充実を図ります。 ●研修会により施設・事業者職員等の資質向上や人権意識の高揚を図ります。 ●利用者からの苦情があった場合には、行政として適切に対応します。 ●事業者に対して、苦情解決制度の徹底に努めます。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町や中核機関等関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。 ●中核機関関係機関との連携を強化し、日常生活自立支援事業を充実します。 ●社協だよりやホームページで制度の周知や啓発を図ります。

重点施策(4) 生活困窮者の自立支援

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 地域で生活に困っている人を把握し、自立を支援しましょう。
- 地域住民の中で何か気づきがあれば、身近な民生委員児童委員、町社協、町に情報を提供しましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●そのままでは生活保護受給者になりかねない人の自立支援策の強化を図るため、県と連携しながら生活困窮者支援に関する体制づくりに取り組みます。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●みやざき安心セーフティネット事業参加法人と連携し、必要に応じて本人(家族)の住まいを訪問し状況を把握し、利用可能な制度や社会資源につなぎます。 ●生活困窮にいたるリスクの高い人の把握に努め、民生委員児童委員、県中央福祉こどもセンターなどとの連携により、安心して相談できる体制をつくりまます。



基本目標 2 町民の参加で地域福祉を促進する仕組みをつくろう

重点施策(1) こころのバリアフリーの推進

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 福祉イベントや講演会等に積極的に参加しましょう。
- 障がいや障がいのある人についての理解を深めましょう。
- 親は子どもと積極的に地域とふれあう活動に参加し、子どもが地域福祉への理解が深まるよう努めましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉イベントや講演会等を実施し、福祉意識の啓発を図ります。 ●ボランティア活動や福祉活動PRし、地域福祉活動の大切さを広報・啓発します。 ●人権教育や心の教育を推進し、いじめ防止や生きる力、心の豊かさを育てる教育を充実します。 ●広報紙等により、障がいや障がいのある人について理解の促進を図ります。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉機器の貸出や講師の派遣を行うなど、小中学校・地域・社会福祉協議会が協働して、福祉教育の啓発・推進を行います。



高齢者疑似体験(綾小学校)



車椅子体験(綾小学校)

重点施策(2) 人に優しい環境づくり

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 地域の人や自身が移動の手段へ不便を感じるようになったとき、困りごとを抱え込まずに隣近所や地域で話し合い、民生委員児童委員等を通して町や町社協につなぐように努めましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「外出支援バス」等、交通手段の確保・充実を図ります。 ●障がいのある人の雇用の場の確保・拡充に努めます。 ●公共施設のスロープ設置、段差の解消等バリアフリー化を図り、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。 ●道路等のバリアフリー化を図り、誰もが移動しやすい環境づくりに取り組みます。 ●公共施設の障がい者用トイレやベビーベッドの設置に取り組みます。 ●歩道の整備や防犯灯の設置等、安全な道路環境づくりに努めます。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支援が必要な高齢者や障がいのある人の外出や集いの場のニーズに対して、町と連携して解決に向けて取り組みます。

重点施策(3) ボランティア活動の推進

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 積極的に、興味関心のあるボランティア活動に参加しましょう。
- 趣味や今までの経験を活かしてボランティア登録しましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動の周知・啓発を図ります。 ●ボランティア団体の活動を支援します。 ●ボランティアに対する町民の理解・認識を深め、参加意識を醸成します。 ●研修へ講師を派遣するなど、ボランティア育成のための支援を行います。 ●綾町ボランティアセンターとの連携を図ります。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉大会等を活用してボランティア活動を周知啓発し、ボランティア活動の人材登録の拡大を図ります。 ●ボランティア活動に関する相談窓口を充実させ、ボランティア活動の実践を支援します。 ●みやざきボランティア体験月間、県下一斉ボランティアの日（清掃活動）を開催します。

重点施策(4) 自殺予防の相談・支援体制の充実

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 心のケアに関する勉強会や講演会等に積極的に参加しましょう。
- 地域住民の中で何か気づきがあれば、身近な民生委員児童委員、町社協、町に情報の提供をしましょう

<p>町が取り組むこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりに努めます。 ●町民、町社協、関係協機関と連携し、自殺対策を一体的に実施・推進します。 ●支援機関と連携しながら、遺族等に対し相談窓口や勉強会、講演会等の情報提供に努めます。 ●自殺未遂者等のハイリスク者の支援については、県、医療機関等と連携のもと、適切な介入を行い心のケアをします。 ●うつやアルコール依存症等の知識の普及・啓発します。 ●誰もが相談しやすい体制づくりに努め、関係機関や団体等と相談窓口の充実に努めます。 ●各課、関係機関と多重債務・経済問題、不登校・引きこもり、高齢者の介護等についての相談・支援を行います。 ●広報紙、ホームページ等で、自殺予防に関する情報を誰もがわかりやすいように提供します。 ●自殺や精神疾患に対する偏見を取り除くため、民生委員児童委員、高年者クラブ役員、健康づくり推進員等を通じて正しい知識の普及を図ります。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが立ち寄れる居場所づくりや複合的課題に対応するネットワークづくりをします。 ●県及び町と連携・協働して、相談窓口の広報・周知に努めます。

基本目標3 安心して利用できる質の高い福祉サービスをつくろう

重点施策(1) こころのバリアフリーの推進

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 地域の福祉課題を把握し、身近に話し合える場を設けましょう。
- 地域の会合の場などを活用し、幅広く地域の福祉課題を話し合う場（地域ケア会議※）等に積極的に参加しましょう。

町が取り組むこと

- 多職種が参加する支援検討のための会議への参加を広く町民に呼びかけ、住民ニーズに対して社会資源を有効活用しながら支援の質を高めていくことや、制度の狭間で取り残される人がいないよう取り組みます。
- 見守り活動のネットワークの構築・強化に向けて関係団体を支援します。
- 自治公民館長、民生委員児童委員等との連携を支援します。
- 連携強化のため、行政と関係団体、地域の代表者が話し合う場を設けます。
- 行政における関連部署間の情報交換、連携を強化します。
- 地域の高齢者福祉及び介護保険事業、障がい福祉サービス提供者間の情報交換や連携強化を図ります。
- 乳幼児や児童・生徒についての虐待防止ネットワークの運営・充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対策に取り組みます。
- 地域の子育て支援関係機関において、情報交換や連携強化を図ります。

町社協が取り組むこと

- 地域住民が抱える福祉ニーズに対し、公的・非公的サービス、関係団体等との調整を行います。
- 民生委員・児童委員協議会、サロン等に深く関わりながら、地域住民と共に地域を良くする仕組みを考えます。
- 地域福祉コーディネーター活動の推進、養成を図り、地域住民主体の活動の支援や関係団体と連携を強化します。

※地域ケア会議…多職種の専門職（社会福祉士、作業療法士、理学療法士、管理栄養士、薬剤師等）の協働の元で、高齢者個人に対する支援の充実やそれを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のこと。



出典：綾町広報誌

重点施策(2) 安全・安心を支える体制づくり

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 防災学習等に参加し、防災意識の向上を図りましょう。
- 災害や地域での犯罪に関する緊急情報を迅速に地域に知らせられる体制づくりに努め、避難場所等に関する情報を提供しましょう。
- 子どもの登下校時の声かけや見守り活動など、防犯体制の充実を図りましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者の把握及び支援体制構築について、関係課・部署と連携し、災害発生時を想定した防災訓練の実施、実際の災害発生時に迅速な対応が行えるよう的確な情報の発信に努めます。 ●防犯協会や安全なまちづくり推進協議会、警察署等の関係機関、自治公民館、町民が相互に連携・協働し、情報の交換を密に行い、町ぐるみで地域の安全確保を図ります。 ●「子ども110番・おたすけハウス」(宮崎県子どもの安全を守る連絡会)の周知を図り、地域ぐるみで子どもの安全を守る機運の醸成に努めます。 ●見守りネットワーク活動の構築・強化に向けて関係団体を支援します。 ●町民の防犯意識を高めるため、広報活動や講座を開催するなど、各種啓発活動を充実します。 ●防犯ボランティア等による登下校時の見守り活動を充実します。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の高齢者等に対して、ふれあいいきいきサロンである「お達者クラブ」や研修会等を通じて防災・減災活動の啓発を図るとともに、訓練や講座への積極的な参加を促進します。 ●地域での見守り活動の重要性を周知し、安心カード地域見守り事業を促進します。

重点施策(3) 安心して暮らせるための支援の充実

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 成年後見制度の内容を理解しましょう。
- 虐待の早期発見・早期対応のため、児童相談所や町への通告義務があることを周知しましょう。
- 地域の人と連携し、高齢者、障がいのある人及び児童の虐待防止に努めましょう。
- 児童虐待通報ダイヤル「189(いちはやく)」を周知しましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「成年後見制度利用促進計画」を策定し、総合的・計画的に施策の推進に努めます。 ●地域包括支援センター、健康センターや民生委員・児童委員などと連携し、高齢者、障がい者及び児童の虐待防止に努め、相談窓口を周知し、虐待防止の推進に努めます。 ●広報誌で虐待防止に関する啓発を行います。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者、高齢者、児童に対する虐待についての知識の普及を図り、民生委員児童委員及び関係機関等と連携して、虐待を防止するための啓発を行います。

重点施策(4) 福祉サービスの質の向上

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 介護・福祉サービスについて自分ひとりで抱え込むのではなく、町、地域包括支援センター、町社協、民生委員・児童委員等に相談しましょう。



<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業者に対し、情報提供の充実を図ります。 ●福祉サービスに対する町民のニーズの把握に努めます。 ●アンケート等の実施により、必要な支援に関する実態把握を行います。 ●事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組み等について啓発します。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが安心して住み慣れた地域で生活を継続できるよう、安心と信頼のできる在宅福祉サービスの相談・提供やニーズの把握に努めます。 ●「お達者クラブ」や「みんなの楽校リアン」を利用して、高齢者等がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、閉じこもりがちを防止し、地域交流の場を提供します。 ●訪問型サービスA事業により、高齢者が自宅で安心して生活を送ることができるよう、生活面に困難を抱える要支援1・2事業対象者の高齢者に、一人ひとりの状態に応じた生活援助サービスの提供に努めます。 ●県・県社会福祉協議会などと連携し、職員の資質向上のための研修会への積極的な参加を図ります。

基本目標4 お互いを思いやり支え合う地域をつくろう

重点施策(1) 交流・ふれあいの場の充実

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 日頃から会話やコミュニケーションの機会を持つよう心がけましょう。
- 地区内清掃などの大勢が参加できる活動を定期的実施する等、地域住民のつながりづくりに努めましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自治公民館活動の支援を行います。 ●地域活動に関する情報提供を充実し、地域活動への支援を充実します。 ●誰もが気軽に集まれるサロン等、身近な居場所づくりに努めます。 ●子育て中の保護者同士が気軽に集まれる場所を提供します。 ●各種広報媒体を活用して、福祉イベントや講座の情報を提供し、積極的な参加を呼びかけます。 ●高齢者や障がいのある人、その家族が気軽に集い交流できる場や機会を充実します。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「お達者クラブ」及び「みんなの楽校リアン」等、誰もが気軽に集まれる場の活動を積極的に推進します。 ●身体機能及び生活機能に低下の見られる高齢者に対し、専門職による生活機能の改善、自立支援を促す介護予防普及啓発事業「ミラクルジムC」の活動を推進します。 ●サロン、ボランティアスタッフの増強に努めます。

重点施策(2) 地域での見守り体制の強化(災害時の備えや孤立防止)

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 災害時にすぐに避難できるよう、防災用具・避難場所・避難経路を確認しましょう。
- 防災行政無線やテレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等で防災に関する情報を利用しましょう。
- 災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合いましょう。
- 緊急連絡網を作成し、災害時や緊急時に助け合える体制をつくりましょう。
- 子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人等、地域の要支援者についてのいざという時の協力体制づくりに努めましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要支援者を把握し、緊急時の連絡体制を整えます。 ●防災マップや避難所運営マニュアルを作成し、避難体制を整備します。 ●避難経路や避難方法、福祉避難所について周知します。 ●防災行政無線等を活用した災害時や緊急時の情報提供を充実します。 ●災害時の行動に関する防災知識の普及を図り、各種防災訓練や防災出前講座を通して防災意識の啓発に努めます。 ●自治公民館を中心に自主防災組織を強化します。 ●消防団と連携した災害ボランティアの育成と町社協との連携・協働体制を構築します。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な災害が起きた時、迅速に災害ボランティアセンターを設置できるように、日頃からボランティアの育成や体制づくりを推進します。 ●災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施や他市町村社会福祉協議会、町商工会等と連携し、ネットワーク強化を図ります。

全社協 被災地支援・災害ボランティア情報

被災地支援のボランティア活動は、支援を求める被災地の方々のニーズと、「支援をしたい」という方々の熱い思いによって成り立っています。このお互いの思いがすれ違うことがないよう、ボランティア活動を希望される方は、特に次の点にご留意ください。



正しい情報入手

被災地へのボランティアについては、事前に的確な情報入手をしてください。



十分な準備

対象によって活動時に必要な服装が異なりますので、十分な準備をお願いします。



ボランティア活動保険

被災地入りする前に、最善の任意参加型保険で加入してください。



識別できる服装

ボランティア活動中であることが識別できるようにすることが大切です。



支援物資は必要?

支援物資は、現地で必要とされている物資のみが役に立ちます。



募金も大切な支援

被災地と距離するだけでなく、被災地大切な命の一つになります。



子育て支援センターへ道具のお届け
(赤い羽根共同募金による助成事業)

基本目標5 みんなで暮らせるまちをつくろう

重点施策(1)

高齢者、障がいのある人、子育て世帯の地域生活に向けたネットワークづくりの充実

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- あいさつなどから顔見知りの関係をつくり、高齢者や障がいのある人をはじめ、住民同士が交流できる機会をつくり、お互いの理解を深めましょう。
- ひとり暮らし高齢者などが地域で孤立しないよう、普段から近所付き合いをし、困ったことを気軽に話し合えるような関係づくりや、近況を把握する機会を作りましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送ることができるよう、地域交流活動や支え合い活動と連携し、社会参加や生きがいづくり、日常生活の見守り支援等の充実を図ります。 ●障がいのある人が、地域や家庭で安心して生活を送ることができるよう、ボランティア活動やNPO活動と連携し、地域ぐるみで重層的なサービス提供体制の構築を図ります。 ●子育てをみんなで支え、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくりをめざし、相談機能等や各種子育て支援事業の充実を図り、地域や関係機関・団体等と、子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組みます。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童館及び児童クラブ等と連携し、ボランティア活動の機会や子育てしやすい環境づくりに努めます。 ●民生委員児童委員協議会と学校との連携を強化します。 ●赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金活動による助成活動を推進します。 ●高年者クラブや身体障害者福祉会等への活動支援を通じて、交流活動を推進します。

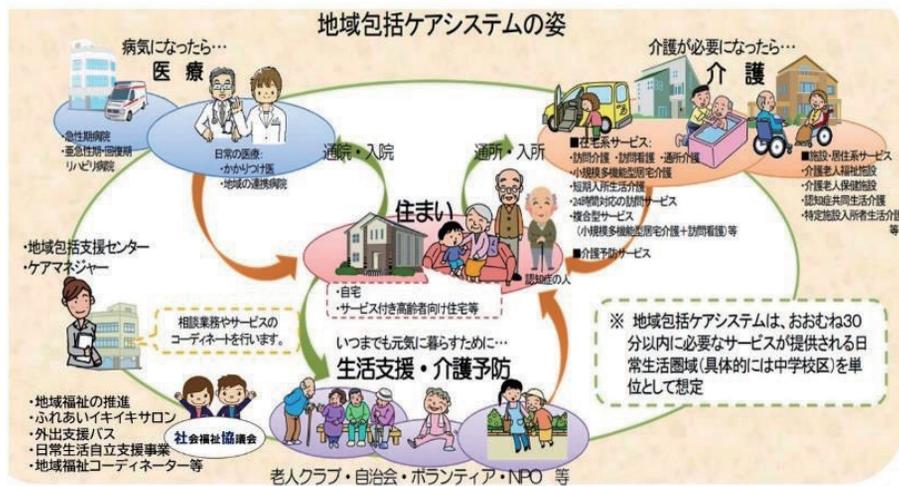
重点施策(2)

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたネットワークづくりの充実

綾町の皆さんに
取り組んでほしい
こと

- 地域で、子どもから高齢者までの見守りについて話し合いましょう。

<p>町が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●より積極的な情報交換や情報提供の充実を図り、活動が円滑に行われるよう支援します。 ●自治公民館や高年者クラブ、自治公民館女性連絡協議会等地域活動団体とボランティア・NPO、保健・医療・福祉関係事業者、関係機関等様々な活動主体が互いに連携・協働して、適切な情報提供を行います。 ●高齢者を地域全体で支える取り組みを進めます。 ●生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の生活支援サービスが立ち上がるように支援するとともに、地域の在宅医療・介護、連携体制の仕組みづくりに取り組みます。
<p>町社協が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステムの中核となる「地域ケア会議」に参画し、医療・介護・福祉の関係機関とのネットワークの形成・課題共有を図ります。 ●民生委員児童委員協議会と協働して地域課題を抽出し、地域でできる解決に向けた取り組みを支援します。



出典：厚生労働省 イメージフロー

6. 再犯防止推進計画

(1) 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、生育環境等、様々な生きづらさを抱え、安定した仕事や住居のない人、高齢者や障がい者など立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人に対する課題に対応しその再犯を防止するためには、刑事司法関係機関のみならず、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携し協力する必要があります。

宮崎県では、令和2年3月「宮崎県再犯防止推進計画」を策定しています。本町としても基礎的自治体としての役割が極めて重要であり、本計画を策定・推進することにより、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援推進を図ります。

この計画は、地域福祉計画と一体的に作成し、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止計画」を兼ねるものとします。

(2) 主な取り組み

① 保護司、更生保護女性会との連携（福祉保健課）

保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

② 生活困窮者自立支援（実施主体：県、連携・協力：町、社会福祉協議会）

犯罪や非行をした人に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援等各種連携・協力体制を勧めます。

③ 学校等と連携した児童生徒の非行の未然防止（福祉保健課、教育委員会）

保護司と学校関係者、地区の民生委員・児童委員、主任児童委員の連携・協力体制を進めます。

④ 薬物の乱用防止（健康センター、福祉保健課）

保健所とも連携し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

令和6年3月

第3次綾町地域福祉計画及び第2次綾町地域福祉活動計画 ダイジェスト版
綾町 福祉保健課 綾町社会福祉協議会